

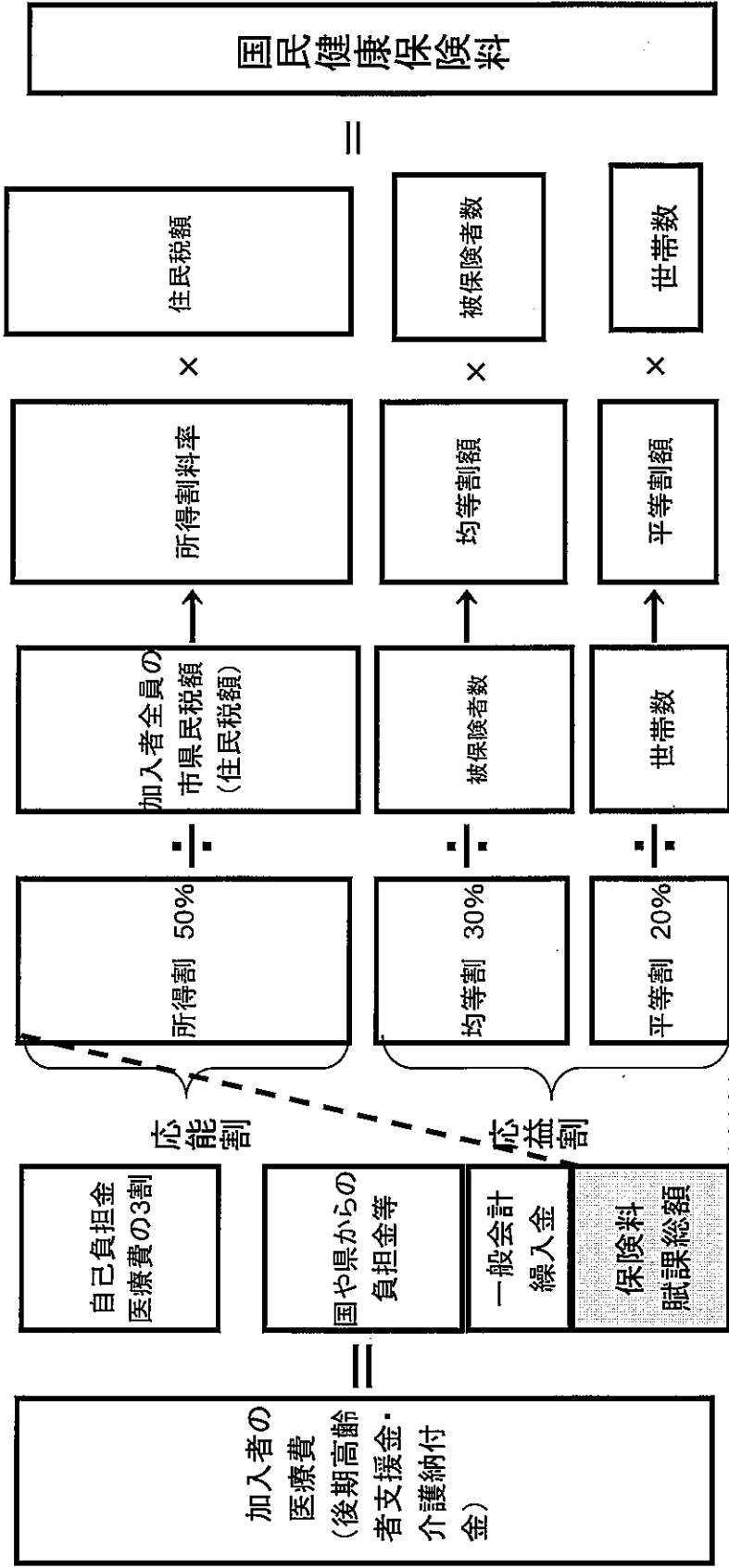
# 国民健康保険料の算定方式の 見直しについて

健康福祉局保険高齢部保険年金課  
平成24年8月29日



# 国民健康保険料の算定のしくみ

●医療分・後期高齢者支援金等分・介護分保険料ごとの保険料賦課総額をもとに保険料を計算し、それぞれの額を合計した額で年間保険料を算定しています。



# 所得割額の算定方式の統一について

- 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の所得割額の算定方式は、原則、平成25年度から「旧ただし書き方式」に統一されることとなります。
- 仙台市の国民健康保険料の所得割の算定方式は、住民税方式（税額を用いた算定）であることから、「旧ただし書き方式」の所得を用いた算定に変更する必要があります。

平成23年12月28日保発1228第5号 厚生労働省保険局長名通知

【国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について】

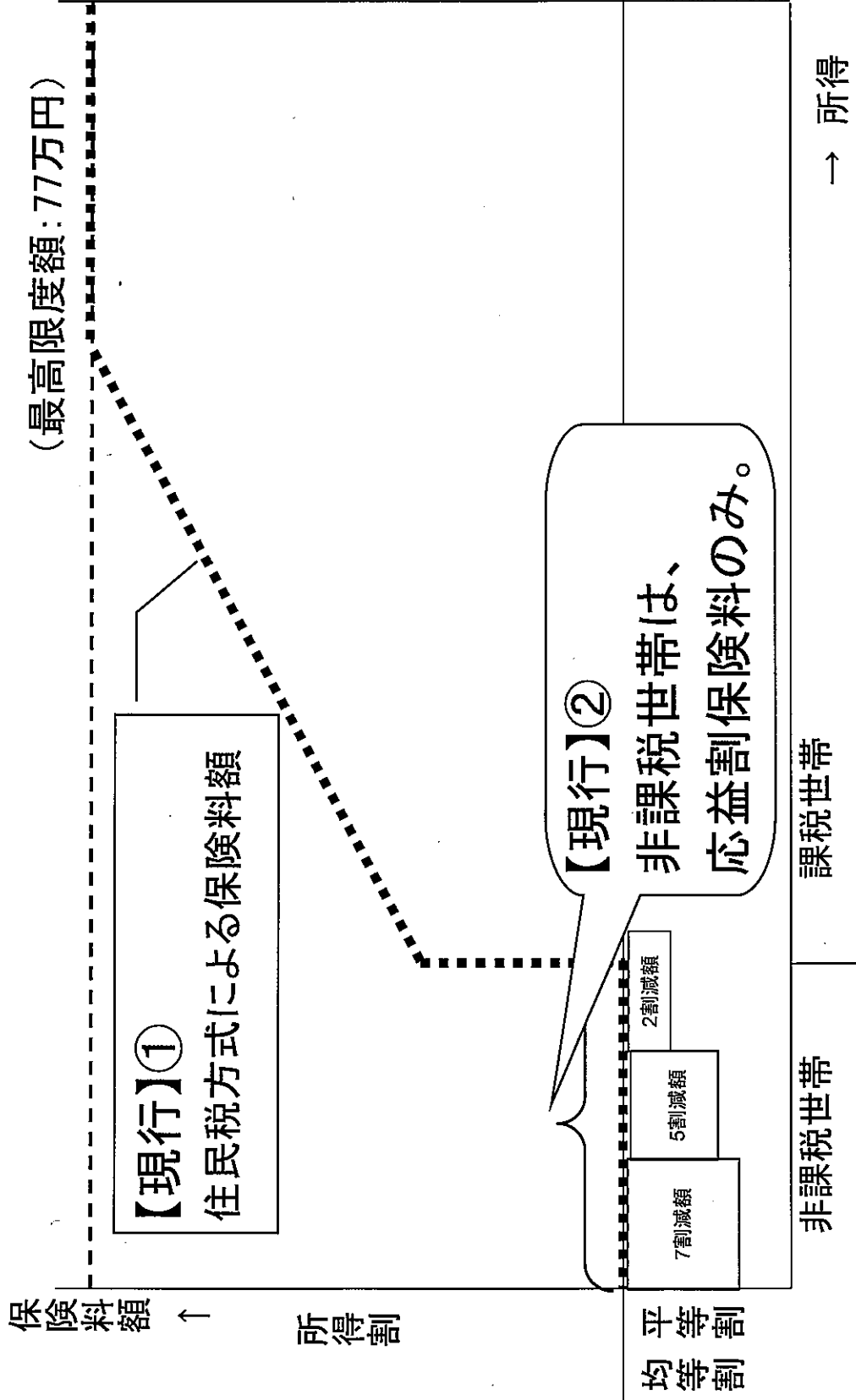
～一部抜粋～

「平成25年度以後の年度分の保険料について、所得控除等の見直しにより社会保険料に影響が生じないようにする観点から、所得割の算定方式を旧ただし書き方式に一本化する（原則として平成25年4月1日から施行すること）」

# 「旧ただし書き方式」移行の必要性

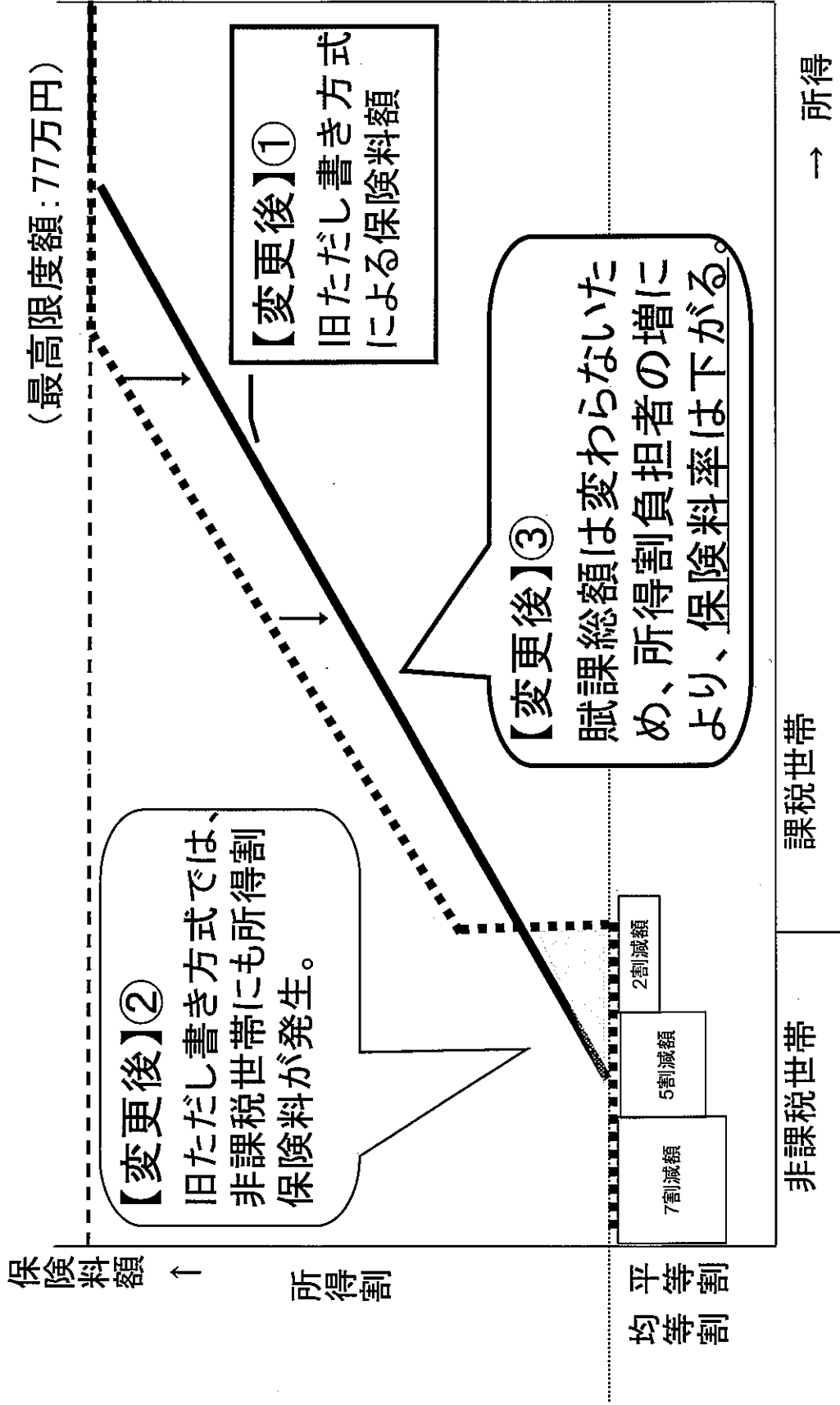
- 1 「住民税方式」では、非課税世帯に所得割額が賦課されないことにより、中間所得者層に負担が偏ることに比べ、「旧ただし書き方式」は、所得に応じて幅広い世帯が負担する方式のため、保険制度の制度趣旨である「相互扶助」の理念に叶うものです。
- 2 後期高齢者医療制度も含め、「旧ただし書き方式」は99%以上の市町村が採用している方式であり、共通の方式を採用することで、将来予定されている国民健康保険制度の広域化への流れに適合するものです。
- 3 「住民税方式」は、前年度と収入が変わらなくても、税制改正により保険料が激変する問題がありました。が、「旧ただし書き方式」は税制改正の影響を受けにくく、所得の大きな変動がない限り、保険料が安定する算定方式です。

# 現行の算定方法イメージ



扶養の人数等、所得控除に関わる要素を考慮しない場合のイメージ図

# 算定方式の変更イメージ



扶養の人数等、所得控除に関わる要素を考慮しない場合のイメージ図

## (検討の視点1) 負担の激変緩和策について

- 保険料が上昇する世帯が生じます。

これまで所得割額が賦課されていなかった非課税世帯にも所得割額が賦課されます。



負担の激変緩和を目的とした  
『経過措置』の検討



# (検討の視点2) 賦課割合について

- 賦課割合とは・・・
  - 応能割保険料総額と応益割保険料総額の構成割合です。
  - 応能割・・・所得割(所得に応じた負担)
  - 応益割・・・均等割(加入者1人あたりの負担)・平等割(1世帯あたりの負担)
- 仙台市の賦課割合 50:50 (所得割50:均等割30+平等割20)
  - 仙台市の場合所得を有する世帯が減少傾向にあり、所得のある世帯に負担が増している現状があります。



適正な応益割: 応能割の割合を検討する必要があります

(参考) 後期高齢者医療制度 45.75 : 54.25 (宮城県平成24年度)  
(応能割) (応益割)

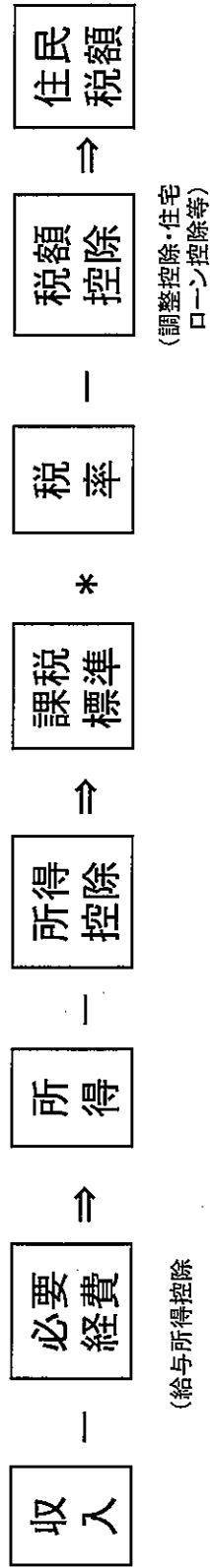
## 今後のスケジュール

- ・平成24年8月29日(水)  
「旧ただし書き方式」の概要
- ・平成24年10月下旬予定  
「保険料シミュレーション」「軽減措置の考え方(案)」など
- ・平成25年1月下旬予定  
「軽減措置の考え方」「広報について」など

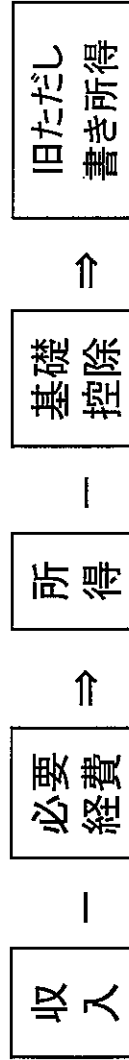
# 参考資料

【旧ただし書き所得と住民税との関係】

「住民税の算出」



「旧ただし書きの算出」



●旧ただし書き所得とは…

旧地方税法第292条第4項ただし書に規定されていた課税所得金額のこと。

【国民健康保険法第81条】

※保険料の賦課に関する基準は政令で定める旨を規定

【国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号】

※「旧ただし書き所得」を、地方税法第314条の2第1項に定める総所得金額等から、基礎控除(33万円)のみを控除した金額と規定